

意見書

平成 23 年 11 月 30 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとちよだくうちさいわいちょう  
住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 ありま あきら 有馬 彰

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

編	章	具体的内容
<p>第2編 ブロードバンド 普及促進のため の競争政策の在 り方について</p>	<p>第3章 モバイル市場の 競争促進</p>	<p>「モバイル市場において、事業者間の競争を一層促進し、サービスの多様化と料金の低廉化を図ることが必要である」（「答申(案)P91」）との認識に賛同致します。なお、モバイル市場の活性化にあたっては、携帯電話事業及びこれと競争関係にある PHS 事業間の公正競争確保の観点から、両者に適用される競争ルールを同等のものとするべく、関連する法制度の見直しを行なっていく必要があると考えます。</p> <p>携帯電話事業者と PHS 事業者が提供する音声サービス、データ通信サービスは、利用者にとって代替性の認められるものであり、両者は競争関係にあるものと考えられます。また、現在 PHS 事業を展開するウィルコム社の契約数は 400 万件を超えており、携帯電話事業者の中で 4 番目の契約数を有するイー・アクセス社の契約数を超える水準となっております。しかしながら、現在、全ての携帯電話事業者は、接続料の算定等にあたり「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を踏まえた積極的な対応を行うことが適切とされている一方、PHS 事業者については同様の競争ルールの適用は行われておりません。</p> <p>このような状況を踏まえ、総務省においては、携帯電話事業者と PHS 事業者間の公正競争環境を確保する観点から、電気通信事業法及びこれに基づく累次の競争ルールの中で、携帯電話と PHS に適用される規制を同等のものとするべく、制度設計の見直し等を行うことが求められると考えます。</p> <p>なお、上記ガイドラインへの対応にあたっては、法制度上の位置づけに拠らずとも、PHS 事業者自らが自発的に取組むことが期待されるものと考えます。</p>

		<p>1 ネットワークレイヤーのオープン化</p>	<p>(1) 第二種指定電気通信設備制度の見直し</p>	<p>「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である」(「答申(案)」P96)との考え方に賛同致します。</p> <p>なお、「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」においては、「接続料の届出を行う際に、原則として別表第2の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。なお、接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととする」とされております。</p> <p>既に各社より指摘のある通り、新たに二種指定の対象となることが想定されるソフトバンクモバイル社の接続料水準は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、他の携帯電話事業者との接続料水準の格差は、むしろ拡大しております。このような状況を踏まえると、ソフトバンクモバイル社の接続料の透明性を確保するためには、上記ガイドラインの趣旨に基づき、同社が自らの接続料算定根拠を明らかにし、総務省において同社の接続料算定がガイドラインに則ったものであるか否かの厳密な検証を行うことは必須であると考えます。</p>
--	--	---------------------------	------------------------------	---